

栃木労働局からのお知らせ

もう、チェックした？

時間額 **9 5 4** 円

令和 5 年 1 0 月 1 日 発 効

特定の産業には特定最低賃金が定められています。
詳しくは、栃木労働局労働基準部賃金室（028 - 634 - 9109）又は、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。



栃木労働局
最低賃金特集ページ



とちまるくん ©栃木県

必ずチェック最低賃金 **使用者も** **労働者も**